

14 狩猟税

(単位 円)

区 分	税 率	調 定 額			
		税 額	件 数		
法第70条 の52第1項	銃 器	所得割額の納付を要する者 (第1号該当)	16,500	23,248,500	1,409
		所得割額の納付を要しない者 (第2号該当)	11,000	198,000	18
	網・ わな	所得割額の納付を要する者 (第3号該当)	8,200	1,418,600	173
		所得割額の納付を要しない者 (第4号該当)	5,500	27,500	5
	空気銃 (第5号該当)	5,500	407,000	74	
合 計			25,299,600	1,679	